

特別障害者手当・障害児福祉手当 所得制限限度額表

◎所得の確認方法について

- ・ 1月～6月の申請は前々年分、7月～12月の申請は前年分の所得を確認します。
- ・ 扶養義務者とは、受給者と生計を一つにしている父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・曾孫・兄弟姉妹（血族）のうち最多収入者を指します。単身赴任、二世帯住宅等形式的に世帯を分けていても、生計を一つにしている場合は同一世帯として扱います。
- ・ 障害者本人が障害年金、遺族年金等の公的年金を受給している場合、当該給付費は所得に算入されます。
- ・ 住民税の課税対象となる所得額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、合計金額から10万円を控除した額）から、「控除額表」の控除額を引いた金額で判断します。

◎特別障害者手当・障害児福祉手当 所得制限限度額表 （単位：円）

扶養親族等の数	所得額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0	3,661,000	6,287,000
1	4,041,000	6,536,000
2	4,421,000	6,749,000
3	4,801,000	6,962,000
4	5,181,000	7,175,000
5	5,561,000	7,388,000

※令和7年8月～
法改正により、左表のとおり
限度額が変更されました。

- ・ 以下の場合、上記限度額に加算されます。

★本人の所得

- ・ 扶養親族等が6人以上いる場合：1人につき38万円加算
- ・ 扶養親族等に老人控除対象配偶者がいる場合：1人につき10万円加算。
- ・ 扶養親族等に老人扶養親族がいる場合：1人につき10万円加算。
- ・ 扶養親族等に特定扶養親族がいる場合：1人につき25万円加算。

★配偶者及び扶養義務者の所得

- ・ 扶養親族等が6人以上いる場合：1人につき21万3千円加算。
- ・ 扶養親族等に老人扶養親族がいる場合：1人につき6万円加算。

※扶養親族等が老人扶養親族のみの場合は、1人を除いた人数×6万円加算

◎控除額表

控除の種類	控除額
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額
肉用牛の売却による事業所得免除	免除相当額
社会保険料控除（本人）	控除相当額
社会保険料控除（配偶者・扶養義務者）	8万円
障害者控除（本人除く）	27万円
特別障害者控除（本人除く）	40万円
寡婦控除、勤労学生控除	27万円
ひとり親控除	35万円